

議員提出議案第11号

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成24年9月14日提出

議会運営委員会委員長 厚地弘行

## 三田市条例第 号

### 三田市議会委員会条例の一部を改正する条例

三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属、常任委員会」に改め、同条中「8人」を「7人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員（議長を除く。）は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第4条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第5条第4項中「第2項の規定」を「第3項の規定」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

#### 付 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「8人」を「7人」に改める部分に限る。）は、平成24年10月23日から施行する。